平成２４年（フ）第２９号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町２丁目80番地の１
債務者　井浦　弘道
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
北海道新冠郡新冠町字本町37番地の６
債務者　妹尾　巨知
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑3110番地の39
債務者　小池　康文
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３３８号
札幌市東区北40条東８丁目１番28号　高本ハイツ７号
債務者　秋葉　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６６号
札幌市北区新川４条５丁目２番８号　ハイムよあけ202号
債務者　貝沼さゆり（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７０号
北海道江別市大麻宮町５番地の１　Ｒ６―402
債務者　廣瀬　武夫
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２４号
札幌市厚別区厚別西３条３丁目４番３号　西光マンションⅡ―102
債務者　岡田　大希
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３０号
北海道石狩郡当別町太美町26番地11
債務者　南部　美香
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３４号
札幌市白石区菊水１条４丁目４番20―307号
債務者　菅原　幹夫
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０８号
札幌市中央区南１条西24丁目１番23―804号
債務者　櫻井　靖子（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８７号
札幌市東区北28条東17丁目５番19号マンション池田101号
債務者　菊地　郁子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９６号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目３番６号　フジマンションＢ―202
債務者　渡部由里恵
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５５号
札幌市北区北29条西５丁目２番23―305号
債務者　日暮　和雄
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８１号
札幌市豊平区豊平３条７丁目１番29号　エスポワール豊平203号
債務者　馬場絵梨香
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島799番地２　メゾン甘楽Ｂ―201
債務者　堀口　隆行
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３０８号
大阪府門真市小路町３番20―111号
債務者　土田まち子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７号
大阪府河内長野市木戸東町５番20―501号
債務者　越賀　政志
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係